

京 都 西 山 短 期 大 学  
学 則

令和6年4月1日

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** 本学は教育基本法並びに学校教育法に則り、高等普通教育の基礎の上に仏教学の教養に重きを置く大学教育を施すことを目的とし、仏教精神をふまえ、広く社会の福祉に貢献する人物の育成をめざすことを使命とする。

- 2 本学の設置する各学科又は専攻における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的については別に定める。

(学位授与、教育課程編成・実施及び入学者受入の方針)

**第1条の2** 前条の目的を達成するため、学科または専攻の学位授与に関する方針、教育課程編成・実施に関する方針及び入学者の受入れに関する方針を別に定める。

(目的達成と評価)

**第2条** 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。
- 3 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(教育内容等の改善)

**第3条** 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

- 2 前項の委員会については別に定める。

## 第2章 学科、学生定員、留学生別科及び修業年限

(学科、学生定員及び留学生別科)

**第4条** 本学において設置する学科（専攻課程）及びその学生定員は次のとおりとする。

学科及び専攻課程	入学定員	収容定員
共生社会学科	90人	180人

- 2 本学に留学生別科を置く。留学生別科に関する必要な事項は留学生別科規程に定める。

(教育研究上の目的)

**第4条の2** 学科（専攻課程）の教育研究上の目的は次のとおりとする。

共生社会学科

建学の理念である「学仏大悲心」（＝思いやりの心）を土台として、多様性が求められる現代社会における諸問題を明らかにし、それらの問題解決に必要な専門的知識やスキルを身に付けて、現代社会で共に生きていく方法を探求することを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

**第5条** 本学の修業年限は2年とし、4年を超えて在学することはできない。ただし、本学則第48条第5項に定める長期履修学生については、この限りではない。

## 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

**第6条** 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

**第7条** 学年を次の2期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

**第8条** 休業日は、次のとおりとする。ただし、必要に応じ、学長は休業日を臨時に変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 本学の開学記念日 10月25日
  - (4) 夏期、冬期、春期の休業期間は学年暦による。
- 2 前項各号に定められるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

#### 第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

**第9条** 入学の時期は学期の始めとする。

(入学資格)

**第10条** 本学に入学することのできる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるとみとめた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

**第11条** 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 前項の提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学の選考)

**第12条** 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

**第13条** 前条の選考により合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類に入学金を添えて提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。
- 3 学長は、正当な理由がなく前項に規定する手続きをしない者については、入学の許可を取り消すことができる。

(再入学)

**第14条** 本学に再入学を志願する者があるときは、審査の上、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することができる。

- 2 前項の再入学に関する出願及び選考方法については、別に定める。
- 3 前項の規定により再入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(退学)

**第15条** 退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

**第16条** 疾病その他やむを得ない事情により、2か月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

(休学期間)

**第17条** 休学の期間は2年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、更に2年まで延長を許可することができる。

- 2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、第5条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

**第18条** 休学許可期間満了の者、又は休学期間中においてもその理由が解消した者は、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

**第19条** 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者は、教授会の議を経て学長が除籍することができる。

(通知退学)

**第20条** 次の各号の1に該当する者は、教授会の議を経て学長が通知退学に処するものとする。

- (1) 第5条に定める在学年限を超えた者
- (2) 休学者で、所定の期間に再休学、復学、依願退学のいずれかの手続きを行わない者
- (3) 長期間にわたり行方不明の者

## 第5章 教育課程

(教育課程及び授業科目)

**第21条** 本学の教育課程は、別表第1のとおりとする。

(卒業単位及び資格取得単位)

**第22条** 学生は、第21条に定める授業科目中、総計62単位以上を2か年にわたって取得しなければならない。

専門基礎科目 8単位

専門教育科目 20単位以上

基礎教育科目 10単位以上

(教職課程等の授業科目)

**第23条** 前条に定めるもののほか教職員免許法施行規則に定める教職に関する専門教育科目並びにその他の資格取得に必要な専門教育科目を置く。

- 2 授業科目の種類及び単位数等は、別表第1のとおりとする。

(授業の方法)

**第24条** 本学における授業は、講義、演習、実習又は実技のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

(履修登録)

**第25条** 学生は、毎学期の開講前に履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。

(履修科目登録の上限)

**第25条の2** 1年間及び1学期に履修登録できる単位数の上限は、1年間に48単位、1学期に24単位とする。ただし、保育士資格または幼稚園教諭二種免許状の取得を希望する者は、この限りではない。

(授業期間)

**第26条** 1年間の授業を行う期間は、定期試験などを含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

**第27条** 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

- (1) 講義および演習については15又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業については30時間又は40時間の授業をもって1単位とする。

(成績の評価基準)

**第28条** 試験等による成績の評価は、秀、優、良、可、不可の5段階とし、不可を不合格とする。

- 2 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成績 評価

100～90点 秀

89～80点 優

79～70点 良

69～60点 可

59～0点 不可

(卒業の要件)

**第29条** 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第1に定めるところにより、62単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

**第30条** 前条の要件を満たした者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

**第31条** 前条により卒業した者には、短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

**第32条** 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。  
免許状の種類及び資格

保育士資格  
幼稚園教諭二種免許状

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

**第33条** 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(他の短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

**第34条** 本学は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

**第35条** 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

## 第6章 検定料、入学金、授業料その他の費用

(検定料等の金額)

**第36条** 本学の検定料、入学金、授業料等学納金の金額は次のとおりとする。

入学検定料	30,000円
入学金	200,000円
授業料	760,000円
施設設備費	200,000円
実習費(こども教育コース)	40,000円(1年次) 60,000円(2年次)

(授業料等の納入)

**第37条** 授業料、施設設備費等は、定められたとおり納付しなければならない。ただし、授業料、施設設備費に限り、次の2期に分納することができる。また、特別事情があると認められる者は、延期を認めることがある。

春学期	480,000円	4月25日
秋学期	480,000円	10月25日

(退学及び停学の場合の授業料)

**第 38 条** 学期の途中で退学する者の当該期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学在籍料)

**第 39 条** 休学を許可された者については、各学期につき 50,000 円の休学在籍料を納付しなければならない。

(納付した授業料等)

**第 40 条** 一旦納付した入学検定料、入学金は原則として返付しない。一旦納付した授業料等は、春学期は 4 月 1 日、秋学期は 10 月 1 日以降、原則として返付しない。

## 第 7 章 教職員組織

(教職員組織)

**第 41 条** 本学に学長、教授、准教授、講師、事務職員を置く。

2 本学には前項のほか、副学長、学科長、技術職員、その他必要な職員を置くことができる。

3 学長は校務をつかさどり所属職員を統督する。

4 副学長は学長を助け、命をうけて校務をつかさどる。

## 第 8 章 教員及び教授会

(教授)

**第 42 条** 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(准教授)

**第 43 条** 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(講師)

**第 44 条** 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

(教授会)

**第 45 条** 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学科長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会の構成)

**第 46 条** 教授会は学長、副学長、教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に准教授その他の職員を加えることができる。

(その他)

**第 47 条** 本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

## 第 9 章 科目等履修生、単位互換履修生、長期履修学生、聴講生及び外国人留学生

(科目等履修生、単位互換履修生及び長期履修学生)

**第 48 条** 本学の特定授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて教授会の議を経て、学長が科目等履修生、単位互換履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生、単位互換履修生には、本学則第 27 条及び第 28 条の規定を準用し、単位を与えることができる。

3 本学学生が単位互換履修生として他の大学又は短期大学において履修した単位を 12 単位を上限として本学における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。単位互換履修生は、「財団法人大学コンソーシアム京都参加大学・短期大学間における単位互換に関す

る包括協定書」に基づく学生をいう。

4 科目等履修生、単位互換履修生に関して必要な事項は、別に定める。

5 本学則第5条に定める修業年限を超え、一定の期間にわたる授業科目の履修を目的として、入学を志願する者があるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可する。

6 長期履修について必要な事項は「長期履修学生に関する規程」に定める。

(聴講生)

**第49条** 本学に開設する授業科目につき聴講を希望する者がある時は選考の上聴講生としてこれを許可することがある。

(外国人留学生)

**第50条** 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

(外国人留学生の修業年限及び学科課程)

**第51条** 外国人留学生の修業年限及び学科課程、その他はすべて本科生に準ずることを原則とする。

## 第10章 公開講座

(公開講座)

**第52条** 2 本学の教育理念に則し、社会一般の教養に供与することを目的として公開講座を開設する。公開講座について必要な事項は、別に定める。

## 第11章 賞罰

(表彰)

**第53条** 学長は、他の模範となる学生を、教授会の議を経て、表彰することがある。

(懲戒)

**第54条** 学長及び学長の委任を受けた学科長は教育上必要と認める学生に、手続きを定め、懲戒を加えることがある。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者。

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者。

## 第12章 専攻科

(専攻科)

**第55条** 本学に専攻科併教学専攻を設ける。

(授業科目、単位数及び履修方法)

**第56条** 本学専攻科の授業科目、単位数および履修方法等は、別表第2のとおり定める。

(修業年限)

**第57条** 本学専攻科の修業年限は1年とし、2年を超えて在籍することはできない。

(入学定員)

**第58条** 専攻科の学生定員は、1学年20名とする。

(入学資格)

**第59条** 専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 大学又は短期大学を卒業した者

(2) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者

(3) その他本学において短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(入学の選考及び許可)

**第60条** 専攻科の入学は、学力試験、書類、および面接によってこれを選考し許可する。

(検定料等の金額)

**第61条** 専攻科の入学検定料、入学金、授業料等学納金の金額は次のとおりとする。

2 前項の学納金の内、本学出身者の入学金については、減免し、50,000円とする。

入学検定料	30,000円
入学金	150,000円
授業料	500,000円
施設設備費	200,000円

(授業料等の納入)

**第62条** 授業料等学納金は、指定された期日までに納入しなければならない。

(履修単位)

**第63条** 専攻科の学生は、第56条の規定に従って、合計38単位以上を履修しなければならない。

(修了証書)

**第64条** 専攻科に1年以上在籍し、所定の単位を履修した者を修了とし、修了証書を授与する。

(その他)

**第65条** 前条まで定めた専攻科についてのその他の事項は別に定める専攻科内規による。

### 第13章 附属施設・附置機関

(附属施設及び附置機関)

**第66条** 本学に次のとおり附属施設・附置機関を置く

- (1) 図書館
- (2) 総合支援室
- (3) 国際交流センター
- (4) 保険管理室
- (5) 人権啓発室

### 附 則

第1条 本学則は昭和35年10月1日実施の西山短期大学学則（現行京都西山短期大学学則）を改正し、平成20年4月1日から実施する。

第2条 本学則は平成21年4月1日から改正、実施する。

第3条 本学則は平成22年4月1日から改正、実施する。

第4条 本学則は平成23年4月1日から改正、実施する。

第5条 本学則は平成24年4月1日から改正、実施する。

第6条 本学則は平成25年4月1日から改正、実施する。

第7条 本学則は平成26年4月1日から改正、実施する。

第8条 本学則は平成27年4月1日から改正、実施する。

第9条 本学則は平成28年4月1日から改正、実施する。

第10条 本学則は平成28年6月1日から改正、実施する。

第11条 本学則は平成29年4月1日から改正、実施する。

第12条 本学則は平成30年2月1日から改正、実施する。

第13条 本学則は平成30年4月1日から改正、実施する。

第14条 本学則は平成31年4月1日から改正、実施する。

第15条 本学則は令和2年4月1日から改正、実施する。

第16条 本学則は令和3年4月1日から改正、実施する。

第17条 本学則は令和4年4月1日から改正、実施する。

第18条 本学則は令和5年4月1日から改正、実施する。

第19条 本学則は令和6年4月1日から改正、実施する。